

新旧対照表

浦安市選挙管理委員会規程（昭和56年選管規程第2号）の一部改正

（下線の部分が改正部分）

改 正 後	改 正 前		
<p>(公印)</p> <p><u>第26条 施行する文書には、公印を押印しなければならない。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。</u></p> <p><u>(1) 軽易な文書</u></p> <p><u>(2) 案内状、礼状、あいさつ状等の書簡</u></p> <p><u>(3) 祝辞、弔辞その他これらに類する文書</u></p> <p><u>2 公印の押印は、文書を施行する際に行うものとする。ただし、当該公印を使用する書類で、その交付等の日時、場所その他の事由により事前に公印の押印又は刷り込みをしておくことが適当と認められるものに限り、委員長の承認を経て、事前に押印し、又は刷り込むことができる。</u></p> <p><u>3 公印の名称、書体、寸法、印材、個数、形式、用途及び管理者は、別表のとおりとする。</u></p> <p>別表（第26条第3項）</p> <table border="1" data-bbox="181 863 1093 903"><tr><td>省 略</td></tr></table> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この告示は、令和6年7月19日から施行する。</u></p>	省 略	<p>(公印)</p> <p><u>第26条</u></p> <p>公印の名称、書体、寸法、印材、個数、形式、用途及び管理者は、別表のとおりとする。</p> <p>別表（第26条）</p> <table border="1" data-bbox="1160 863 2072 903"><tr><td>同 左</td></tr></table>	同 左
省 略			
同 左			